

理容師美容師資格制度 公開討論 関係通知・通達

* 下線は当会議が記載

○理容師法の運用に関する件 (昭和二十三年一月二日)

(衛発第三八二号)

(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通達)

理容師法の運用については、しばしば通牒したところであるが、なお、左記事項留意の上その万全を期せられたい。

なお、昭和二十三年四月二日公保発第四八号公衆保健局長通牒及び同年八月二日衛発第一一一号公衆衛生局長通牒は、今後これを廃止することと承知されたい。

記

- 一 法第二一条第二項に規定する「従前の例により行う」とは、理容師法施行規則(昭和二十三年八月三十一日厚生省令第四一号)第三七条の規定によつて行うことであつて、旧府県規則の規定によつて行うということではない。したがつて、学科試験のみによつて合格証を交付することは違法である。(昭和二十三年九月六日衛発第一三七号公衆衛生局長通牒参照)

二 削除

三 化粧に附随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれを行つてもさしつかえない。

四 理容所の開設者は、理容師であると否とを問わない。又同一人が同時に理髪所と美容所を開設することもできる。但し、後の場合においては、理髪施設の施設と美容の施設とはそれぞれ別個に設けなければならない。

五 従来朝鮮、台湾、樺太、関東局において、その地の法令に基いて理容師の免許を受けて営業を営んでいた者が、引揚げに際してその資格書類を失つた場合は、昭和二十三年七月二十九日衛庶発第六号通知にかかわらずそれぞれ当残務整理事務所(所在地別記参照)の発行する免許を受けた者であることの証明書に基き、昭和二十三年三月九日厚生省発健第一六号厚生次官通牒記第一の5に準じて登録すること。

なお、中華民國その他の外地については、前記庶発第六号通知の通りである。

六 従来、朝鮮、台湾、樺太、関東局、中華民國その他の外地において理容の補助的業務に従事していた者でその証明書を有しない者に

についても、前項及び昭和二三年七月二九日衛庶発第六号通知に準じて取り扱うこと。

別記

朝鮮、台湾、関東局残務整理事務所
東京都港区芝田村町一ノ二外務省内
樺太残務整理事務所
東京都港区飯倉片町一二番地

○理容所開設届の疑義について (昭和三二年五月一三日)

(衛環第三二号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省公衆衛生局環境衛生課長
通知)

標記について別添第1により福島県厚生部長から照会があつたので別添第2より回答したから御了知ありたい。

.....

(別添第1)

理容所開設届の疑義について

(昭和三二年四月一六日 三二公号外)

(厚生省公衆衛生局環境衛生課長あて福島県厚生部長照会)

右について、理容師美容師法第十一条及び第十一条の二に疑義が生じたので、左記について御教示下さい。

記

理容所開設者であるAがB、Cを従業者として使用しているという型にて、法律上の手続をし、業を行つていたが、事実上は、A所有の営業所を、AはBに対して一定期間、その営業所(用度類を含む)を賃貸しておつたが、賃貸期間が経過した最近に至り、Bからその施設を対象として開設届の提出があつた。

- 1 Bから提出された開設届は、法令に基いて書類上欠陥がなければ、拒むことが出来ないと考えられるが、その開設の対象となる施設がAの所有であり、更にAはこの施設により現に営業を営んでおるとの理由で開設届の受理を拒み得るか。
- 2 届出を受理すれば、法第十一条の二により知事は、この施設について、検査確認をしなければならぬが、この場合、施設の所有者であるAは、この施設は既に開設済みであるとの理由で、知事の検査を拒み得るか。
- 3 食品衛生法による営業許可取扱上の疑義についての照会に対し、厚生省公衆衛生局長からの都道府県知事あて通知(昭和二十九年八月二十七日)によれば営業の許可は、公衆衛生上の支障の有無のみによつて許否の決定をすべきで、私法上の所有権により許否を顧慮すべきではないとされているが、理容師美容師法による理容所の開設についても、私法上の問題を別として、開設届を受理し、この施設を法第十一条の二の規定による検査確認をすることが出来るのではないか。

(別紙第2)

(昭和三十二年五月一三日 衛環第三二号)

(福島県厚生部長あて厚生省公衆衛生局環境衛生部環境)

(衛生課長回答)

昭和三十二年四月十六日三二公号外をもつて御照会のあつた標記については、左記により回答する。

記

1 理容師美容師法第十一条及び第十一条の二の規定は、理容所、美容所について公衆衛生上の見地からのみ、使用に当つて支障の有無について規制するものであるから、開設の届出者が直にその理容所又は美容所の占有又は使用権を有しているか否かについての私法上の問題まで実質的に審査すべきではなく、従つて、Bから提出された開設届は、Bがその施設につい

て、明らかに占有又は使用を権有していないと認められる場合を除いては、受理すべきである。

2 届出が受理された場合、検査を拒むことはできない。

3 貴見の通りである。

○理容師法及び美容師法の運用について（昭和五三年一二月五日）

（環指第一四九号）

（各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知）

理容師法第一条第一項に規定する理容の行為及び美容師法第二条第一項に規定する美容の行為の範囲については、昭和二三年一二月八日衛発第三八二号厚生省公衆衛生局長通知をはじめたびたび通知してきたところであるが、近年における理容及び美容技術の変化、利用者の社会風俗の変化等に伴い、理容所又は美容所において行われる行為について種々疑義が生じている向きがあるため、今後は次により運用することとしたので、この旨十分御了知のうえ、貴管下営業者に対する指導につき遺憾のないようされたい。

なお、昭和二三年一二月八日衛発第三八二号厚生省公衆衛生局長通知「理容師法の運用に関する件」のうち第二項は削除し、昭和三〇年一〇月六日衛環第七四号福岡県衛生部長宛厚生省環境衛生課長回答及び昭和四九年二月二日環衛第三九号鹿児島県知事宛厚生省環境衛生局長回答は撤回する。

記

- 一 理容又は美容には、それぞれ理容師法第一条第一項又は美容師法第二条第一項に明示する行為のほかこれに準ずる行為及びこれらに附随した行為が一定の範囲内で含まれるものであり、理容師又は美容師は、それぞれこれらの行為を業として行い得るものであること。
- 二 一の趣旨にもとづき、理容師のコールドパーマネントウエーブに関する行為及び美容師のカツテイングに関する行為並びに染毛については、次により取り扱うものであること。

（一）理容師の行うコールドパーマネントウエーブについて

理容師が、刈込み等の行為に伴う理容行為の一環として男子に対し仕上げを目的とするコールドパーマメントウエーブを行うことは差し支えないが、これ以外のコールドパーマメントウエーブは行つてはならないこと。

(二) 美容師の行うカツテイングについて

美容師が、コールドパーマメントウエーブ等の行為に伴う美容行為の一環として、カツテイングを行うことは、その対象の性別の如何を問わず差し支えないこと。また、女性に対するカツテイングは、コールドパーマメントウエーブ等の行為との関連の有無にかかわらず行つて差し支えないこと。

しかし、これ以外のカツテイングは行つてはならないこと。

(三) 染毛について

染毛は、理容師法第一条第一項及び美容師法第二条第一項に明示する行為に準ずる行為であるので、理容師又は美容師でなければこれを業として行つてはならないこと。

三 店頭等における表示においては、二に反する文言は使用しないよう指導されたいこと。

なお、その詳細は追つて通知する予定であること。

○理容師法及び美容師法の運用について (昭和五五年一二月九日)

(衛第二九七号)

(厚生省環境衛生局長あて千葉県衛生部長照会)

理容師法第一条第一項に規定する理容の行為及び美容師法第二条第一項に規定する美容の行為の範囲については、昭和五十三年十二月五日付け環指第一四九号により通知されているところではありますが、このたび理容所内に「美顔コーナー」を設置し、理容師が客の性別、頭髪の刈込、顔そり等の施術に関係なく料金二〇〇〇円を徴して、美顔器具を用い美顔の施術(マッサージ等別添資料)を行いたい旨の照会があつた。本行為は、美容師法第二条第一項に規定する範囲に含まれ、理容師法第一条第一項に規定する範囲に含まれないと解釈しておりますが、左記事項につき回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 「美顔施術」は、理容師法の範囲に含まれるか。
- 2 「美顔施術」は、美容師法の範囲に含まれるか。
- 3 「美顔施術」が、理、美容師法のいずれかの範囲に含まれる場合は、その判断はどのようにするか。

(昭和五六年四月二五日 環指第七七号)

(千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答)

昭和五十五年十二月九日付け衛第二九七号をもつて照会のあつた標記について次のとおり回答する。

記

いわゆる美顔施術(医療行為又は医療類似行為である場合を除く。)については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たつて公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。個々の施術が、理容に当たるか美容に当たるかは、その行為の目的、形態等に照らして判断すべきものである。

なお、いわゆる美顔施術であつても、当該施術が簡易なマッサージ、膚の汚れ落とし程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。

○美容所等における無免許者の業務に関する指導の徹底について

(平成一一年九月二八日)

(生衛発第一三九一号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省生活衛生局長通知)

美容師法(昭和三二年法律第一六三号)の規定により美容師が行う美容の業については、必要な衛生措置を適正に講じた上で人体に直に接して業を行うものであり、公衆衛生の維持向上の観点から、美容師の資格のない者又は実地習練中である者が美容師と同様の美容の業を行えるものではないことは周知のとおりである。

しかしながら、今般、実地習練中である者が美容の業を行っている事例が確認されたところであるが、このような行為は美容師法第六条に違反するのみならず、利用者の利益の擁護に反し、美容師の社会的信頼を著しく損ねるものである。

貴職におかれては、管下の美容所等において当該行為が行われることのないよう、左記に留意のうえ、営業者等を十分指導する等により、美容所等における業務の適正な実施の確保を図られたい。

記

- 一 美容師法第一条第一項の規定に基づく美容所の開設時の届出及び同法第一条第二項の規定に基づく従業者の変更時の届出の受理に際しては、美容師法施行規則(平成一〇年厚生省令第七号)第一九条に規定される届出事項を確認するとともに、美容師である従業者については免許証による資格の確認を徹底すること。

なお、紛失等により免許証の確認が困難な者については、再交付等を受けるように指示するとともに、財団法人理容師美容師試験研修センターに対して、氏名(ふりがな)、生年月日、理容師・美容師の別を記載した文書をもって照会確認を行われたいこと。

- 二 管下の全美容所に対し、立入検査を行うとともに、無免許者によって美容の業が行われていないことを予約簿その他の帳簿等により確認すること。

また、理容師法又は美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第一〇九号。以下「改正法」という。)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法第一条による改正前の美容師法第四条第五項の規定に基づく実地習練を行う者については、「理容及び美容に関する実地習練について(昭和三三年二月一五日衛発第一三六号厚生省公衆衛生局長通知。以下「公衆衛生局長通知」という。)」に基づき、実地習練者の氏名の掲示及び標識の着用等が適正に行われるよう指導すること。

なお、実地習練については、改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされているが、その終期を定める告示の制定について、現在、厚生省において検討中であること。

- 三 「美容師養成施設の教科課程の基準について(平成一〇年二月三日生衛発第一二三号厚生省生活衛生局長通知)」に基づき実務実習を行うための生徒を受け入れている美容所に対しては、当該通知に基づき適正にこれを実施するよう指導するとともに、実務実習者の氏名の掲示及び標識の着用等が適正に行われること等、公衆衛生局長通知の内容に準じて、前記二と同様の指導を行われたいこと。

- 四 定期的な立入検査の際にも、前記二及び三と同様の措置を講じること。

五 前記二の全美容所に対する立入検査に先立って、当面の措置として、実地習練者や無免許者が美容師と同様の美容の業を行うことのないよう、管下の全美容所に対し、平成一一年一〇月一五日までに文書による指導を行うこと。

また、前記の指導後において、これに違反した場合には、美容師法第一五条第一項に基づく美容所の閉鎖命令及び本人に対する同法第一八条の罰則の対象とする等厳正な処分を検討されたいこと。

なお、厚生省においても、前記の違反事例については、同法第三条第二項に基づき美容師の免許を与えないことを検討する方針であるので、併せてその旨周知されたいこと。

六 前記五の違反者が出た場合は、速やかに当職あて、美容所名、違反者名、処分内容等を報告願いたいこと。

七 理容所についても、美容所と同様に前記一から六に準じて適正な措置を講じられたいこと

○理容所・美容所における衛生管理の徹底について

(平成 18 年 8 月 31 日)

(健衛発第 0831002 号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

今般、徳島県内の理容店で働く理容師が肺結核を発病し、同僚理容師十数人にも結核菌が感染していた事例が発生したところであり、これについて徳島県では、理容所・美容所開設者に対し衛生管理の徹底に係る通知を発出するとともに、当該理容師が勤務していた理容所を利用したことのある顧客を対象に無料の結核検診を行うなど所要の措置を講じているところである。

理容業・美容業は、不特定多数の者の身体の安全及び衛生に直接関わる営業であり、その衛生水準の維持・向上を確保することは必要不可欠であることから、上記のような事例を防止するため、都道府県(政令市及び特別区を含む。)においては、理容所・美容所における衛生管理の徹底の周知を図るほか、その地域における結核の発生状況等を勘案して特に必要があると判断した場合には、関係団体等の意見も踏まえた上で、理容師法(昭和 22 年法律第 234 号)第 9 条第

3号又は美容師法(昭和32年法律第163号)第8条第3号の規定に基づき、理容業・美容業の衛生水準の維持・向上を図る観点から、関係条例を制定し、理容師・美容師に対する結核に係る検診を行うことも可能である。

貴職におかれては、上記のような事例を防止し、理容業・美容業における衛生水準の維持・向上を図る観点から、引き続き、理容所・美容所における衛生管理の徹底について指導・監督方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添える。